

第2部：研究報告

平成18年度 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方についての調査研究

平成19年7月13日

三菱UFJリサーチ&コンサルティング

澤 伸恭



実施概要

- 「次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方についての調査研究会」にて実施
 - 実務家、著作者、学識経験者、法律家等の計13名の専門家で構成
 - 主査:前田 哲男 弁護士
 - 回数:10回
- 期間:平成18年6月～平成19年3月



調査研究会：委員名簿

- <主査>

- 前田 哲男 弁護士

- <委員>

- 上野 達弘 立教大学助教授

- 上原 伸一 朝日放送株式会社東京支社次長兼総務部長

- 岸原 孝昌 モバイルコンテンツフォーラム事務局長

- 金 正勲 慶應義塾大学助教授

- 瀬尾 太一 写真家・有限責任中間法人日本写真著作権協会常務理事

- 津田 大介 ジャーナリスト

- 中村 伊知哉 慶應義塾大学教授

- 中山 一郎 信州大学助教授

- 野口 祐子 弁護士、国立情報学研究所客員助教授

- 橋本 太郎 クラビット株式会社代表取締役社長

- 福井 健策 弁護士

- 向谷 実 音楽家・株式会社音楽館代表取締役

(以上敬称略、肩書きは平成19年3月現在)



調査研究の背景と目的

- 社会のあらゆる場面においてデジタル化された情報がネットワークを介在して流通する時代が到来しつつある
 - 現在の著作権法が想定していなかった著作物の創造・流通・利用・管理形態が広がっている
 - 現在の著作権法の枠組みでは十分に対応できない可能性があり、新たな発想で議論することが重要である
- ↓
- 新しい時代に即した著作権制度のあり方について、長期的視野に立った検討を行うものである
(必ずしも結論を出すことを目的とはしない)



調査の流れ

1. 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する論点と提案の抽出
2. 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する論点の整理
3. 著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢の検討
4. 制度上問題になり得る論点についての検討
5. 次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化についての検討
6. 次世代ネットワーク社会における著作権制度のあり方に関する検討結果の整理



次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化

- 社会全体の変化
- 社会全体の変化が知的創造サイクルに及ぼす影響
 - 社会全体の変化が著作物等を取り巻く環境に及ぼす影響
 - ① 著作物、創作・流通手段、創作者、ユーザ等の量的拡大・多様化
 - ② 著作物、創作・流通の形態、手段等における質的变化
 - 著作物等を取り巻く環境の変化による知的創造サイクルへの影響
- 社会の変化への対応にあたっての留意事項

(ただし、一致した見通しを持つには至らなかった)



社会全体の変化

- 技術、市場、社会の変化の加速化
- 世界のフラット化の進展に伴うグローバル競争環境の変化
- 競争優位を維持するための創造性に関する重要性の高まり
- 文化の経済化、経済の文化化の進展
- 融合社会の進展



社会全体の変化が著作物等を取り巻く環境に及ぼす影響

- ① 著作物、創作・流通手段、創作者、ユーザ等の量的拡大・多様化
 - 著作物の量的拡大・多様化
 - 創作・流通手段の量的拡大・多様化
 - 創作者、ユーザ等の量的拡大・多様化

- ② 著作物、創作・流通の形態、手段等における質的变化
 - 著作物における質的变化
 - 創作・流通の形態、手段等における質的变化



著作物等を取り巻く環境の変化による知的創造サイクルへの影響

- 取引コストの絶対的な高まり
 - 著作物を利用するために権利者を探し、交渉し、対価を取り決める作業は、その対象となる著作物、創作・流通手段、創作者、ユーザ等の量的な拡大・多様化により負担が大きくなる。
 - これに伴って、そのための費用である取引コストは、社会全体から見て著しく上昇する可能性がある。
- 取引コストの相対的な高まり
 - 主に技術の進展によってもたらされる創作・流通の形態、手段等における質的変化により、著作物の流通コストは低下する部分がある。
 - その場合、著作物を利用するための取引コストが従来と同じ水準であったならば、利用者にとっては、取引コストが全体のコストに対して相対的に高く感じられる。
- 取引コストの高い著作物(著作者不明、複数権利者等)の増大
 - 著作物、創作者、ユーザ等の量的な拡大・多様化、著作物の質的変化によって、著作権者がわからない著作物、複数の著作者が共同して創作する著作物や二次的・三次的著作物等、高い取引コストを伴う著作物が増大する。



社会の変化への対応にあたっての留意事項

- 社会の変化の捉え方について
 - どのような変化が生じるかは明確でないため広義に解釈すべき
 - ある程度予測可能な大枠の変化を踏まえて対応すべき
- 創作に関わる変化について
 - 社会が変化しても変わらない創作の本質にも留意すべき
 - 著作物の利用者による創作も重視すべき
 - 創作技術、流通する作品の品質等に与える悪影響にも目を向けるべき
- 利用に関わる変化について
 - ユーザの大部分の要望が理に適っていれば食い止めるべきでない
 - 利用の選択肢が増えることはユーザのメリットである
 - 商業利用における利用形態の多様化については商品性の問題と捉えるべき



著作権制度のあり方に関する基本的姿勢1

- 著作権制度の根幹の一つである財産権の基本的考え方について、歴史的な経緯において以下の2つの潮流があることを確認した。
 1. 著作権というものは、有体物を客体とする所有権と同様に、自然権に近い性格を有するものと捉える考え方
 2. 著作権は、本来は公共財としての性格を有する情報を客体とすることから、創作のインセンティブを与えるという政策的理由に基づく権利であると捉える考え方



著作権制度のあり方に関する基本的姿勢2

- 著作者の権利の保護には、人格権(精神的要素)と財産権(経済的要素)の両面があるが、いずれについても保護が必要であるという点で認識は同様であった。
- 保護と利用のバランスの図り方、人格権と財産権に関する比重の置き方、優先順位、現状認識等については様々な意見があった。
 - 著作権を自然権的な性格を有するものと捉える考え方
 - 著作権を創作のインセンティブを与えるという政策的理由に基づく権利であると捉える考え方
 - 著作者人格権のあり方について



著作権を自然権的な性格を有するものと捉える考え方

- 著作物は著作者の人格の投影であり、著作権と著作者人格権とは深く結びついているから、著作権の保護においても、著作者の精神的要素との結びつきを指摘する以下のような意見があった。
 - 著作物の創作を維持するために著作者の精神的要素を重視すべき
 - 精神的要素に関わる問題は経済原則で対応できない
 - 著作物は創作段階で保護すべきであり、インセンティブ論に優先する
 - 利用者の意識に問題があるため著作者に対する尊敬と配慮が必要となる

著作権を創作のインセンティブを与えるという政策的理由に基づく権利であると捉える考え方

- 著作権を創作のインセンティブを与えるという政策的理由に基づく権利であると捉える考え方としては、以下のような意見があった。
 - 財産権の制度設計を検討する上ではインセンティブ論で考えるべき
 - 創作者が本来得るべき利益を得られる仕組みとすべき
 - 権利保護と流通促進は対立しない
 - インセンティブ論で考える場合でも人格権の尊重は当然でありその保護のあり方を議論する必要はない
 - 権利保護は利用との関係で検討すべき
 - 利用者の意向を踏まえて著作権保護・利用の円滑化のあり方を検討すべき
 - 権利保護による創造促進と知の共有による創造促進のバランスを図るべき
 - 権利者と利用者相互の歩み寄りが必要である



著作者人格権のあり方について

- 著作者人格権のあり方については、以下のような意見があった。
 - 実務上でも著作者人格権の保護が担保されるような仕組みとすべき
 - 同一性保持権の保護範囲が広過ぎるため、行使できる範囲を限定すべき
 - 同一性保持権については、利用者、権利者ともに不満を抱えている
 - 著作者やジャンルによって同一性の定義、保護の必要な範囲が異なる

社会の変化への対応方針1

: 基本的な目標

- 「著作物等の創作・保護・流通のサイクル(知的創造サイクル)を活性化すること」が、我が国の著作権制度の基本的目標(少なくとも目標の重要な一つ)であるとの意見で一致した。
- 検討にあたって前提となる以下の事項については、ある程度意見が一致した。
 - 著作者の保護は、人格権(精神的要素)及び財産権(経済的要素)の双方に必要である。
 - 新しいネット社会に応じた流通しやすいシステムを求め。



社会の変化への対応方針2

:市場による解決と法制度による解決の考え方

- 具体的問題への対応にあたり、市場による解決策と法制度による解決策のそれぞれの講じ方について、下記の認識を前提とすることで意見が一致した。
 - 市場で解決できる問題については法制度が介入しない。
 - 一方で、市場による解決は万能ではなく、市場で解決できない問題に対しては、法制度での対応も検討する必要がある。
- 次世代ネットワーク社会における社会の変化に対応するため、法制度の根幹の見直しが必要となるかどうかについても議論がなされ、下記のような対立する意見があった。
 - 法制度の根幹を維持すべき
 - 法制度の根幹の見直しも検討すべき

社会の変化への対応方針3

:取引コストへの対応方針

- 取引コスト自体は低い方がよいとしても、そのための対応がどのくらい必要か、他の要素との優先度合いをどう捉えるか等については、様々な考え方があった。
 - 社会厚生的に、また市場経済の原則として取引コストを下げるのが望ましい
 - 取引コストが相対的にあるいは絶対的に高くなっている現状を受け、流通促進のためには改善が必要
 - 文化の流通・共有を促進するために取引コストを下げるべき
 - 文化振興を目的とする著作権法は市場経済の論理とは対立する部分がある
 - 著作権法制度として取引コストの低減を大前提にすることが疑問である
 - 最低限の取引コストがかかることは当然である
 - 創作者の精神性は市場経済の論理から外れる場合でも尊重すべき
 - 利用者が増えても負担すべきコストを下げる理由にはならない
 - 取引コストに見合う市場がないことが問題なのではないか
 - 取引コストが高い場合は著作物を利用できないという前提で、原点に戻って検討すべき

社会の変化への対応方針4:市場で解決できない場合と許諾権のあり方について

- 市場で解決できない問題がある場合には法制度での対応を検討する必要があるとの意見の一致があったが、政策が関与すべき場合や度合いについては様々な意見があった。
その結果、市場では解決できない場合とその場合の許諾権のあり方について、以下のような整理がなされた。
 - 著作権制度は許諾権を基本とした制度だが、社会の変化に対応し、著作物の流通を推進するためには、一定の場合、(現状の在り方も含め)許諾権を尊重しつつもその行使を制限しなければならないこともあり得る。
 - 著作物の流通を推進するため、許諾権のあり方の見直しを行うかどうか判断を要する場合については、立場の違いにより様々な意見がある。出された意見を整理すると、次のとおりである。
 - <許諾権の見直しを行うかどうか判断を要する場合の類型>
 - ①公益性が高い場合
 - ②取引コストが特に高い場合
 - a)権利者不明の場合
 - b)複数権利者の場合(共同著作物、二次的著作物、複数の著作物を複合的に組み合わせた著作物)
 - ③技術の変化によりこれまで想定されていなかった場面で権利処理が必要となる場合
 - ④権利者にとって利用を禁止するメリットが小さい場合

社会の変化への対応方針5: 許諾権の見直しを行うかどうか判断を要する場合についての意見

- ① 公益性が高い場合に見直しを検討すべきとする意見
 - 許諾権を見直す場合でも対価が支払われる方法も検討すべき
 - 社会的必要性、文化的弱者への配慮等の観点から重要
- ② 取引コストが特に高い場合に見直しを検討すべきとする意見
 - a. 権利者不明の場合の理由
 - 権利者がわかっているケースと比べてとりわけ取引コストが高くなってしまう
 - 取引コストを下げるための集中管理等の方策の対象となり得ない
 - b. 複数権利者の場合の理由
 - 複数の権利者が存在する作品の二次利用を促進する上で政策的手段の効果が大きい
 - 政策手段を講じることで流通手段等の変化に対応して流通促進が可能となる
- ③ 技術の変化によりこれまで想定されていなかった場面で権利処理が必要となる場合に見直しを検討すべきとする意見
 - 大量に情報が生成される時代に情報流通の円滑化のため著作物利用の自由を原則とすべき
- ④ 権利者にとって利用を禁止するメリットが小さい場合等
 - 権利者にとって利用を禁止するメリットが小さい場合には許諾権がない方が流通がうまくいく(サムネールの軽微利用や背景的な写りこみ等)

次世代ネットワーク社会の変化に対応するための具体的方策

- 市場による解決とそれを支援する法制度の整備
 - 任意の登録制度
 - 取引コストを下げ、効率的に許諾を得られるようにするために導入を検討すべき
 - 無方式主義を維持しつつ、流通促進等を求める権利者のみが任意で登録する(法制度でない)仕組とすべき
 - 任意の集中管理の仕組
 - 民間による著作権・著作隣接権の集中管理の仕組を構築する
- 法制度による許諾権の見直しを伴う方策
 - 裁定制度の強化・権利制限の導入等
 - 権利者の意思表示がない、所在がわからない等の場合には市場による解決とそれを支援する法制度の整備では対応できないために導入を検討すべき
 - 法制度による強制的な登録
 - 登録を保護の要件とする方式主義に関しては懐疑的な意見が多かった

(それぞれの方策について、検討すべき理由、具体的方策の例、課題について検討した。上記は出された意見の例。)



まとめ

- 次世代ネットワーク社会において想定される社会の変化の検討がどのようなものか検討したが、一致した見通しを持つには至らなかった。想定される社会の変化には、従来の著作権制度では対応困難との考え方が示された一方、十分に対応可能との意見もあった。
- 著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢について整理した上で、社会の変化への対応方針について議論した。
- 著作権制度のあり方に関わる基本的姿勢、社会の変化への対応方針に基づき、次世代ネットワーク社会の変化に対応するためにどのような方策が必要となるか、またその課題は何かについて議論を行った。議論を通じて提示された方策の提案は、市場による解決とそれを支援する法制度の整備と、法制度による許諾権の見直しを伴う方策に分け、それぞれ具体的な方策の例、その課題とともに整理した。
- 本報告書では、研究会において提示された上記の各論点に関する様々な考え方をそのまま記載するようしており、今後の著作権制度の検討における議論の材料となるものと考えられる。